

国際教養大学公的研究費の執行・管理に関する規程

平成26年12月3日
理事長決定
規程第72号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人国際教養大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定め、不正使用を防止し、その適正な管理・運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、運営費交付金、補助金、助成金、委託費等を財源として本学が扱う研究費をいう。

2 この規程において、「研究者等」とは、本学の教職員その他本学の公的研究費の運営・管理及び研究に従事するすべての者をいう。

第2章 運営・管理体制

(最高管理責任者)

第3条 本学全体（以下「学内」という。）を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）は理事長とする。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下、「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、第4条第1項に規定する統括管理責任者及び第5条第1項に規定するコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営・管理を行なえるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、学内を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）は事務局長とする。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、学内の具体的な対策を策定し、第5条第1項に規定するコンプライアンス推進責任者に対して対策の実施を指示するとともに、それらの実施状況を確認し、最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 学内における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下、「コンプライアンス推進責任者」という。）は企画課を担当する事務局次長（以下「次

長」という。)とする。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

(1) 本学における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 本学において、研究者等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(経理事務)

第6条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与及び謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定めのある場合のほか、本学が定める諸規程等の定めにより取り扱うものとする。

2 公的研究費の経理事務に関する研究者等の職務権限と責任については、別に定めのある場合のほか、本学が定める諸規程等の定めにより取り扱うものとする。

(通報窓口)

第7条 本学における公的研究費の不正使用に関し、本学内外からの告発等の通報を受け付けるための窓口(以下「通報窓口」という。)を設置するものとする。

2 不正行為が行われていること等を知った者は、通報窓口を通じ最高管理責任者に通報しなければならない。この際の通報窓口担当等については、次のとおりとする。

(1) 学内及び学外からの通報を受け付ける通報窓口担当は、企画課とする。

(2) 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び通報窓口担当は、当該通報者に対し不利益が生じないよう十分に配慮しなければならない。

3 通報窓口の担当係等は、公開するものとする。

第4章 研究者等の意識向上

(行動規範)

第8条 不正使用を防止するため、本学の研究者等の行動規範を策定する。

(コンプライアンス教育)

第9条 不正使用を防止するため、コンプライアンス教育等に係る研修会の開催、その他の方法により、研究者等の規範意識の向上を図るものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の受講者の受講状況及び理解度について把握するとともに、誓約書等の提出を求めるものとする。

第5章 不正使用に係る調査及び処分等

(告発等の取扱い)

第10条 告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様とする。

(調査委員会の設置)

第11条 最高管理責任者は、告発等について調査が必用と判断した場合は、本学に属さない第三者を含む調査委員会を設置し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。第三者の調査委員は、本学、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

2 調査委員会は、前項の調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法について配分機関に報告、協議しなければならない。

3 最高管理責任者は、原則として、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告しなければならない。その上で、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を作成し、配分機関に報告しなければならない。

4 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。また、当該配分機関の求めがある場合は、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。ただし、正当な事由がある場合はこの限りではない。

5 調査委員会は、その結果を最高管理責任者へ報告するものとする。

(不正行為情報に対する一時的な措置)

第12条 第7条の通報を受け、調査を開始させた最高管理責任者は、統括管理責任者と協議の上、必要な場合には、次の一時的な措置を執ることができるものとする。なお、調査の結果、不正行為が行われていなかったと認定された場合は、速やかにその措置を解除するものとする。

- (1) 疑義を受けている者の当該研究に係る利害関係者との接触禁止
- (2) 調査対象者の研究室などの一時閉鎖
- (3) 調査対象研究に係る資料、物品等の保全
- (4) 調査対象研究費の使用停止
- (5) 調査対象研究以外の研究に係る申請の停止及び採択の保留

(不正行為に対する措置)

第13条 最高管理責任者は、不正行為が行われていたと認められる場合、懲戒審査委員会の審査及び大学経営会議の議を経て、次の措置を執ることができるものとする。

- (1) 本学教職員就業規程で定めた懲戒処分
- (2) 研究費の返還

- (3) 申請されている研究費の不採択及び今後の申請の制限
- (4) 不正行為に関与した業者との取引及び指名の停止
- (5) 措置内容の公表
- (6) その他必要な措置

第6章 不正防止計画の策定・実施

(不正使用防止計画推進室)

第14条 最高管理責任者は、総合的に不正防止計画を推進する観点から、不正防止計画推進室を設置し、統括するものとする。

- 2 不正防止計画推進室は、最高管理責任者のほか、次長及び総務課長をもって構成するものとする。

(不正防止計画の実施)

第15条 不正防止計画推進室は、不正行為を未然に防止するため、その要因を把握・分析し、不正防止計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

- 2 不正防止計画推進室は、計画と実態が乖離していないか、常に確認を行い必要な措置を講ずるものとする。
- 3 不正防止計画推進室は、監査室と密接な連絡を保ち、監査室が行う内部監査に必要な応じて協力するものとする。

第7章 公的研究費の適正な運営・管理

(執行状況の確認等)

第16条 コンプライアンス推進責任者は、随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。

- 2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、コンプライアンス推進責任者等は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に示すものとする。

(発注段階での財源の特定)

第17条 研究者等は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。

(取引業者との癒着防止)

第18条 発注又は契約する際は、本学会計規程等の定めにより行うこととし、発注又は契約を研究者等に委任する場合においても、コンプライアンス推進責任者等は、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

- 2 一定の取引実績のある業者等については、不正に関与しないこと、また内部監査やそ

の他調査等に協力することを明記した誓約書を徴するものとする。

- 3 不正な取引に関与した業者については、本学物品供給業者等資格効力の停止基準に基づき、取引停止等の措置を講ずるものとする。

(検収業務)

第19条 物品の購入等に係る契約に伴う検収業務については、本学会計規程等の定めにより行うものとする。

(短時間労働者の勤務状況確認)

第20条 研究遂行上短時間労働者を雇用する場合は、被雇用者の管理監督者及び事務職員が勤務状況等を確認し、公的研究費を適正に管理するものとする。

(出張の確認)

第21条 研究遂行上必要となる出張については、あらかじめ出張申請書により所属課程長又は事務局長の承認を得た上で企画課に提出するものとし、旅行後は出張報告書及び旅行の事実を証明するものを提出しなければならない。

第8章 情報伝達を確保する体制

(相談窓口)

第22条 公的研究費の運営・管理に係る事務処理及び使用ルール等について、学内外からの相談を受け付けるための窓口（以下「相談窓口」という。）を設置するものとする。

- 2 相談窓口は、企画課に設置するものとし、その担当係等は公開するものとする。

(不正使用防止に向けた取組の公表)

第23条 不正防止計画推進室は、不正使用の防止に向けた方針等を本学の公式ホームページ等で公表するとともに、その施策を確実にかつ継続的に推進するものとする。

第9章 モニタリング等

(監査制度)

第24条 公的研究費の適正な執行・管理のため、本学内部監査規程に基づき、公正かつ的確な監査を実施するものとする。

(内部監査の実施)

第25条 監査室は、本学内部監査規程に基づき、業務監査及び会計監査を実施するほか、監事及び不正使用防止計画推進室と連携して不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。

第10章 その他

(雑則)

第26条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に

定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月3日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、公立大学法人国際教養大学における公的研究費の執行・管理のガイドライン（平成20年4月1日施行）は、廃止する。